

議会交際費に係る公金の支出に関する住民監査請求について，地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので，その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成18年12月28日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	住谷幸伸
同	伏見正範

議会交際費に係る公金の支出に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成18年11月6日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成18年9月11日付天勝の領収書写し，高松市議会事務局職員作成の前渡金の本件現金出納記録写し（注）事実証明書については省略した。）の記載によると，高松市議会議長又は氏名不詳の高松市職員は，相手方を秘密にしている者に対する「接待費」の名目で多額の公金を議会の公務に必要なものなのに違法又は不当に支出した事実が認められる。市民に教えることもできない秘密にする相手方に対する公務に必要な「接待」の必要性は認められないのである。その「接待費」と称する公金の額も1回当たり金122,267円と多額であり，現在の社会

状況から考えても、このような多額の公金で「接待」をする必要性は考えられないのである。若し仮に、接待が許される場合があると仮定しても、本件公金支出は許される範囲を逸脱しているものである。議会の公務にとって必要性のない本件公金支出は、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出なのである。更に、本件公金支出は、高松市の会計規則等により議会から現金で直接支払うことのできないものであり会計規則等にも違反するものである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な「公金支出」について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市議会議長（以下「市議会議長」という。）または高松市（以下「市」という。）の職員が、平成18年9月11日に、議会交際費から接待相手方を公開していない接待費12万2,267円を支出したことが、必要もない接待に対するものとして、公金の違法または不当な支出に該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、本件公金支出につき、責任を有する者に対して、当該損害の補てんを求めるほか必要な措置をとるよう、高松市長（以下「市長」という。）に対して勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成18年12月6日に証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、市議会事務局総務調査課である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員等から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 議会交際費の必要性とその支出基準

地方公共団体における交際費は、一般的に、地方公共団体の長またはその他の機関が、その行政執行のために必要な外部との折衝・交際上要する経費であり、法施行規則第15条第2項によって性質別に分類された28節の歳出予算科目の中の第10節で規定されている経費である。

そして、市議会も、地方公共団体の議決機関として、一個の活動主体として社会的に実在しており、外部の者との社会通念上相当と認められる範囲内の交際を行うことが許容されることは当然のことであり、その交際の内容や程度など具体的な対応は、合理的な裁量に委ねられているものと解される。したがって、議会交際費は、市議会議長が、市議会を代表し、市議会の円滑な運営を図るために行う外部の者との接遇に要する経費として、個別・具体的な事例ごとに、社会通念上相当の範囲内で合理的な裁量によって行われるべきものであり、その権限を逸脱濫用して支出することが許されないことは論をまつまでもないところであるが、その用途が広範多岐にわたるところから、その支出対象や支出額等について、一般的な基準を定めることは困難であり、画一的な支出基準は定められていない。しかし、その執行に当たっては、地方財政法第4条に基づき、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出しないよう、厳正な配慮がなされるべきことは当然であり、市では、その予算額については、平成15年度から平成17年度までの3か年度で約22パーセント削減しているほか、慶弔、接待、贈答その他これに類する多種多様な議会交際費の支出の可否および金額等の決定については、個別・具体的な事例ごとに、過去の実績、会合等の内容、交際の

度合いなどにより，社会通念上の妥当性を勘案した上で決定し，市議会の円滑な運営のため，他団体との信頼関係ないし友好関係の維持増進を目的に，適正に執行することとしている。

ちなみに，平成18年度議会交際費については，平成18年3月2日開催の市議会3月定例会において議決を得ており，本件接待に要した費用は，平成18年度市一般会計歳出予算科目，第1款議会費，第1項議会費，第1目議会費，第10節交際費から支出されている。

(2) 議会交際費からの本件接待費の支出

ア 本件接待に関する背景事情とその接待の必要性

市は，かねて親交のある他県の地方公共団体A（以下「A」という。）および地方公共団体B（以下「B」という。）との間で，古くから，相互の信頼・友好関係を深めるため，経済産業，教育文化，都市行政など，多方面にわたり様々な交流事業を行っており，これらの交流事業は，それぞれの都市発展に寄与しているところであるが，市議会においても，同様の趣旨のもと，毎年継続的に，相互の議会議員が，それぞれの都市で開催されるまつりに関連する事業（以下「まつり関連事業」という。）に参加し，その機会に開催される意見交換会に出席する交流を行っている。

市議会は，議会議員が相互にまつり関連事業に参加することで，議員同士の親睦交流の増進が図られるだけでなく，議員同士の率直な意見や情報の交換により，市政の抱える行政課題に対する新しい観点からの解決策が得られる可能性や議会議員としての資質向上を図ることができることに期待しており，相互の議会議員による意見交換の機会は，市議会の円滑な運営や活性化のため，極めて有効かつ重要な機会であると判断している。

このようなことから，市議会は，平成18年8月14日，市主催のまつり関連事業に参加するために来高したAおよびB議会議員らを迎えたので，まつり関連事業の参加に先立って，意見交換会を開催し，その際に本件接待を行ったものである。

イ 本件接待に至る経過と本件接待の概要

AおよびB議会議員らは、平成18年8月14日午後3時前後に、それぞれの団体ごとに、市内浜ノ町の宿泊先に到着し、同日午後6時40分から始まるまつり関連事業に参加し、翌日帰途につく予定であったため、市議会は、時間調整した上、同日午後5時から、相互の議会議員らによる意見交換会を開催することに決定した。

そして、市議会は、来高議員が同日参加を予定していたまつり関連事業が、午後6時40分に開始され、その後約2時間にわたり行われることになっていた関係で、意見交換会の際に夕食をとらなければ、夕食を摂取する機会がなくなる事態になることに配慮し、意見交換会の際に夕食を準備することが適当であると判断し、夕食をとりながら意見交換ができる会場として場所選定を行い、まつり関連事業の参加集合場所である市内紺屋町に近接する場所にあり、しかも過去に利用した実績のある市内兵庫町所在の株式会社天勝をその会場として決定した。

その結果、当日の平成18年8月14日午後5時から同午後6時過ぎまでの間、市内兵庫町所在の株式会社天勝において、相手方A議会議長ら議会議員3人およびB議会議長ら議会議員4人ならびにこれらに随行したAおよびB議会事務局職員2人、当方市議会議長ら議会議員4人および市議会事務局職員2人を含めた合計15人による意見交換会を行い、その際に出席者全員で会食を行ったものである。

ウ 本件接待に要した費用の相当性

本件会食の内容は、一人前6,300円相当の料理とビール、日本酒、ウーロン茶などの飲料による飲食であり、その費用は総額12万2,267円で、出席者一人当たりの費用は、約8,150円となるものであり、市議会は、その総額を議会交際費から支出しており、出席者に一人当たり約8,150円相当の接待をしたことになる。

市議会は、この接待費用については、市議会議長が出席する総会・懇親会会費は、一般的に1万円程度であることや、当方市議会議員がまつり関連事業に参加するため、AおよびBを訪問した際に、同等またはそれ以上の接待を受けていることなどから、遠路来高したAおよ

びB議会議員らをもてなすために要する費用として、不当に高額なものではなく、社会通念上認められる範囲内の相当かつ妥当な金額であると考えている。

なお、市議会は、厳しい財政状況を考慮し、平成9年10月に、AおよびBと協議を行い、平成10年以降は、まつり関連事業に参加する議員数を、それぞれの団体で4人までに制限することを決定しており、適切な対応措置を講じている。

エ 本件接待費支出の事務手続

市議会は、議会交際費の支出については、その性質上、即時現金払いの必要性があるため、法第232条の5第2項、法施行令第161条第1項第11号、高松市会計規則（以下「会計規則」という。）第72条第1項第7号および同条第3項の規定に基づき、資金前渡の方法により一定額の資金の前渡を受けた上、常時必要とする経費であるところから、会計規則第75条第2項ただし書の規定に基づく逡次繰越しを要するため、平成18年度議会交際費の執行伺において、年度当初に市長の決裁を受けている。

その後の所要額ごとの議会交際費に係る支出負担行為伺兼支出命令については、前年同時期の支出状況などを勘案し、少なくとも1か月は不足を来さぬよう月初めに所要額を決定し、高松市事務決裁規程第5条および別表第1に規定された当該事項の専決者である市議会事務局総務調査課長の決裁を受け、資金前渡者に指名された市議会事務局職員がその前渡金を受領し、これを保管し、必要に応じて支払いに充当している。

本件接待費の支出については、債権者である株式会社天勝から平成18年8月14日分の会食経費12万2,267円の請求を受け、資金前渡者である市議会事務局職員が、資金前渡により受領している議会交際費の保管現金等からこれに該当する金員を準備し、同年9月11日付けで、債権者に対し直接現金を支払い、それに伴って相手方から領収書を受領している。

そして、その精算については、会計規則第75条の規定に基づき、

本件接待費の領収書を含めた他の 9 月分の議会交際費の支出に係る証書類を平成 18 年 9 月分議会交際費の資金前渡の精算に係る歳出管理票に貼付し、同年 10 月 4 日に精算し、その残金については、逡次繰越しを行っている。

(3) 本件接待の相手方を公開できない事情

市議会は、平成 18 年 10 月 15 日付けで、市住民から行政文書の公開請求を受け、その請求内容を検討した結果、交際費に係る行政文書のうち、懇談会等開催経費に係る接待相手方については、これを公開することにより、他者との比較から自己の評価等についての不満・不信を抱く者が現れる可能性があり、相手方との信頼関係や友好関係の維持増進を図るといふ交際事務本来の目的が達成できなくなるなど、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認め、高松市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第 7 条第 5 項に規定する「当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると判断し、これを非公開とすることに決定し、同月 27 日付け文書で、公開請求をしてきた市住民に対し、その旨を通知している。

2 監査委員の判断

- (1) 請求人は、市議会議長または市職員が、議会の公務に必要もないのに、議会交際費から、接待相手方を公開できない秘密の者に対する接待費の名目で多額の公金を支出したことは、違法または不当な支出にあたる旨主張しているもので、以下、順次検討する。

ア 議会交際費の必要性およびその支出準則について

地方公共団体の交際費は、一般的には、地方公共団体の長またはその他の機関が、その行政執行のために必要な外部の者との折衝・交際上要する経費であると解され、法施行規則第 15 条第 2 項の規定により性質別に分類された 28 節の歳出予算科目のうちの一つであるが、市議会も、地方公共団体の議決機関として、一個の活動主体として社会的に実在しており、市議会の円滑な運営を図るために、市議会議長が市議会を代表し、外部の者との交際を行い、また、これに要する経

費を議会交際費として公金をもって充てることは、当然許容されるべきものであり、その交際の内容や程度など具体的な対応は、合理的な裁量に委ねられているものと解される。

しかし、この裁量権は無限定に許されるものではなく、市議会の円滑な運営を目的になされる外部の者との接遇に要する経費として、個別・具体的な事例に応じ、社会通念上相当と認められる範囲内で合理的に決せられるべきものであり、必要かつ最少の限度を超えてこれを支出しないよう、十分慎重を期さなければならないことは言うまでもない。

市議会は、「監査により認められた事実」(1)で明らかとなり、議会交際費の支出について、上記のような一定の基本的な考え方はあるものの、特段の基準は定めていないため、その支出の要否および支出額等については、個別・具体的な事例ごとに、過去の実績や交際の度合いなどにより、社会通念上の相当性・妥当性を勘案し、決定している。

議会交際費は、市議会運営の円滑な遂行を図るための外部の者との接遇に要する経費であり、その用途は広範かつ多岐にわたるものであるため、その支出の要否および支出額等については、ある程度は客観的に決せられるが、もともと一義的に決まる性格のものではなく、また、画一的に定めるべきものでもないため、一般的な基準を定めることは極めて困難であり、その支出基準は具体的に定められてはいない。しかし、そのことをもって、直ちに、支出そのものが違法または不当とはいえず、その判断は、個別・具体的な事例ごとに、社会通念に照らし、相当なものであるかどうかを合理的に判断して決定すべきものであると解される。

イ 本件接待費支出の必要性・妥当性について

最高裁判決（昭和61年（行ツ）第144号事件，平成元年9月5日判決言渡）は、地方公共団体の長およびその他の執行機関も、当該団体の事務を遂行し、対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、社会的な実体を有するものとして活動している以上、許容されるものと言うべきだが、そ

の裁量権は無制限のものではなく、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものである場合は、それに要した費用を公金から支出することは許されないと判示している。

したがって、市議会議長が市議会を代表し、市議会運営の円滑な遂行を目的になした外部の者に対する接待であったとしても、その接待が社会通念上の儀礼の範囲を超えてなされたことが明らかな場合は、違法または不当な公金の支出に該当するものとして、許されるものではないと言えよう。

そして、この「社会通念上の儀礼の範囲内のものであるか否か」については、接待の相手方、職務執行との関連性、接待を必要とする事情などの要素を考慮した結果、接待それ自体をその主たる目的とするものと見られてもやむを得ない内容・態様であった場合には、その範囲を逸脱しているものと判断される。

かかる観点から本件接待の当否を検討するに、本件接待については、「監査により認められた事実」(2)のAおよびBで明らかとなっており、市議会は、AおよびB議会議員との親睦交流の増進を図るため、まつり関連事業における交流を毎年行っており、本件接待は、その交流の際に行われた意見交換会での接待であったこと、意見交換会は、市政課題解決への方向性が見いだされる可能性や議会議員としての資質向上を図ることを期待して行われたこと、意見交換会出席者が当日参加予定のまつり関連事業の開催時刻の関係から、意見交換会開催時刻が夕食の時間帯と重なったため、本件接待を要するに至ったことなど、本件接待の趣旨・目的をその客観的・外形的な要素から判断すると、接待それ自体をその主たる目的とする内容・態様のものであったとは到底認められず、本件接待は、外部の者との信頼・友好関係の維持増進を図り、市議会運営の円滑な遂行に寄与することを目的になされた意見交換会に伴う社会通念上の儀礼の範囲内のものであったことは明らかであり、本件公金支出における違法性・不当性は何ら見当たらず、この点に関する請求人の主張は理由がなく、失当である。

- (2) 請求人は、仮に本件接待自体の必要性・妥当性は認められるとしても、本件接待の金額は1回で金12万2,267円という多額なものであり、その公金支出は、現在の社会状況から考えて、許される範囲を逸脱しており、違法または不当な公金支出として、市に支出相当額の損害を与えている旨主張しているため、この点について、検討する。

本件接待に関して支出された議会交際費については、「監査により認められた事実」の(2)のイおよびウで明らかとなっており、接待相手方のAおよびB議会議員ら9人、接待側の市議会議員ら6人の合計15人による意見交換会の会食経費12万2,267円であり、一人当たりの接待費用は約8,150円となるが、その内容は、通常の接待における夕食の範囲とされる料理や飲物であり、その他にコンパニオン料金などの特別なものは一切含まれておらず、極めて一般的な接待に相当するものである。また、本件接待の接待側である市議会議員が、まつり関連事業における交流のため、AおよびBを訪問した際には、AおよびB側から、本件接待と同等またはそれ以上の接待を受けていることや被接待者の社会的地位等を勘案すれば、本件接待の内容やその程度は、社会通念上相当と認められる範囲内の妥当なものであると認められ、許容される範囲を逸脱した違法または不当な公金の支出とは到底考えられず、これにより、市に支出額相当の損害を与えたという事実は何ら認められないので、この点に関する請求人の主張には理由がないものと言わなければならない。

なお、市議会は、現今の厳しい財政状況を考慮し、AおよびBと協議を行い、平成10年以降は、まつり関連事業に参加する議員数を、それぞれの団体で4人までに制限することを決定しており、その接待に要する費用の削減にも努めている。

- (3) 請求人は、本件公金支出は、会計規則等により市議会から現金で直接支払うことのできないものであるのに、その支払を行っている点において違法があるとも主張しているため、次に、その支出に関する事務手続の適法性について、検討する。

本件接待に関して支出された議会交際費の支出事務手続については、「監査により認められた事実」(2)のエで明らかとなっており、市議会は、法

第232条の5第2項，法施行令第161条第1項第11号，会計規則第72条第1項第7号および同条第3項の規定に基づき，資金前渡の方法により一定額の資金の前渡を受け，資金前渡者に指名された市議会事務局職員により受領・保管されている議会交際費からこれを用意し，債権者に対し，直接現金を支払い，その後の精算については，会計規則第75条の規定に基づき，期限内に適正に精算処理を行っているものであり，これら支出事務手続に，何ら違法性は認められず，この点に関する請求人の主張には理由がない。

- (4) 請求人は，本件接待が市民に接待の相手方を明らかにせず，秘密にしている者に対するものであることを理由として，議会の公務に必要なない接待である旨主張しているもので，この点について検討する。

本件接待の相手方に関する情報が非公開とされていることは，請求人指摘のとおりであるが，その理由は，「監査により認められた事実」の(3)で明らかとなっており，市議会において，接待相手方を公開することが，情報公開条例第7条第5項に規定する「当該事務または事業の性質上，当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると判断し，これを非公開とすることに決定した結果にすぎないものであり，その違法性・不当性を隠蔽するなどの他意に基づくものではない。

市議会としては，接待相手方を公開することで，接待相手方には，他者との比較から，自己の評価等についての不満・不信を抱く者が現れ，そのことが市議会との信頼・友好関係を損ねさせるおそれがあり，そのことから必要な議会交際費の支出を控え，あるいは画一的になることが容易に推認され，市議会と相手方との信頼・友好関係の維持増進という交際事務本来の目的を阻害し，当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると判断した結果によるものであり，その判断には相当かつ妥当な理由が認められ，何ら問題がないものと言えよう。

また，本件接待の相手方情報が非公開とされていることについては，あくまでも市情報公開制度に係る問題であり，市議会は，接待の相手方を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し，公にすることの公益

性を考慮してもなお、議会交際事務の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえないと判断し、本件接待の相手方を非公開としたにすぎないものであり、その接待費支出に対する違法性・不当性の批判を防ぐためなどの他意によるものではなく、この結果をもって、本件接待の必要性の有無や違法性・不当性を判断することは論外であり、接待相手方を非公開としていることをもって、その接待が議会の公務に必要な接待であるとの請求人の主張には、全く理由がなく、失当である。

- (5) 最後に、請求人は、本件接待に要した議会交際費の公金支出について、法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反するものがあり、違法な公金の支出である旨主張しているので、この点について検討する。

請求人が主張する法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定は、地方公共団体が、その事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。

本件接待に要した議会交際費の公金支出については、前項までに論述したところから明らかなおり、正当な理由で、適正な手続によって行われ、社会通念上相当と認められる範囲内の経費で最大の効果を挙げているものと認められ、前記各規定に違反するものは何ら見当たらず、違法・不当なものとは言えない。

また、その支出が市に損害を与えたものとは到底認められず、請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれも理由がなく、失当である。よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。

高松市監査委員告示第39号

議会交際費に係る公金の支出に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成18年12月28日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	住谷幸伸
同	伏見正範

議会交際費に係る公金の支出に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成18年11月6日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成18年9月11日付天勝の領収書写し、高松市議会事務局職員作成の前渡金の本件現金出納記録写し（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、高松市議会議長又は氏名不詳の高松市職員は、相手方を秘密にしている者に対する「接待費」の名目で多額の公金を議会の公務に必要なもののに違法又は不当に支出した事実が認められる。市民に教えることもできない秘密にする相手方に対する公務に必要な「接待」の必要性は認められないのである。その「接待費」と称

する公金の額も1回当たり金122,267円と多額であり、現在の社会状況から考えても、このような多額の公金で「接待」をする必要性は考えられないのである。若し仮に、接待が許される場合があると仮定しても、本件公金支出は許される範囲を逸脱しているものである。議会の公務にとって必要性のない本件公金支出は、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出なのである。更に、本件公金支出は、高松市の会計規則等により議会から現金で直接支払うことのできないものであり会計規則等にも違反するものである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な「公金支出」について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第2 監査対象事項

本件請求による監査対象事項は、高松市議会議長または高松市の職員が、平成18年9月11日に、議会交際費から接待相手方を公開していない接待費12万2,267円を支出したことが、必要もない接待に対するものとして、公金の違法または不当な支出に該当するか否かという事項である。

第3 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。